

個 情 第 1313 号
医政発 1009 第 40 号
令和 2 年 10 月 9 日

一般社団法人 日本医療法人協会 会長 殿

個人情報保護委員会事務局長
(公 印 省 略)
厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのための
ガイドランスの一部改正について (通知)

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いを支援するために、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドランス」(平成 29 年 4 月 14 日付け個情第 534 号・医政発 0414 第 6 号・薬生発 0414 第 1 号・老発 0414 第 1 号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添。以下「ガイドランス」という。)を作成し、その周知を図っているところです。

今般、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号)の一部が改正されたことに伴い、ガイドランスの一部を下記のとおり改正し、別紙のとおり各都道府県知事あてに通知しましたので、御了知いただくとともに、傘下会員に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

記

1 ガイドランスの一部改正について

ガイドランスについて、別添 1 の新旧対照表のとおり一部改正を行い、別添 2 のとおりとすること。

2 改正の概要

個人情報の保護に関する法律施行規則の一部が別添 3 のとおり改正されたことに伴い、ガイドランスの「II 用語の定義等」の「2. 個人識別符号(法第 2 条第 2 項関係)」中の引用条文の改正等を行うもの。